



(会議の招集)

第5条 協議会の会議 (以下「会議」という。) は、町長から諮問があったとき、会長が招集する。

2～4 省略

(会議の議事)

第6条 会議は、会長が議長となる。

2 \_\_\_\_\_ 会議は、\_\_\_\_\_ 委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事 は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第7条 会議の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び出席した委員のうちから議長の指名する委員1名が署名しなければならない。

第8条 省略

第9条 省略

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

3 会長に事故あるときは、会長職務代行者がその職務を代行する。

(\_\_\_\_\_ 招集)

第5条 協議会の会議 \_\_\_\_\_ は、町長から諮問があったとき、会長が招集する。

2～4 省略

(会議\_\_\_\_\_)

第6条 協議会の会議は、条例第2条に規定する委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 協議会の会議 は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条 省略

第8条 省略

(議事録)

第9条 協議会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した委員のうちから、議長の指名する委員1名が署名しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。